

別表第二 5 串橋地区地区整備計画区域

伊勢原都市計画串橋地区地区計画

平成7年4月1日都市計画決定 市告示第18号

位置面積 串橋特定土地地区画整理事業施行区域 約8.1ha

計画地区の区分	ア	イ	ウ	エ	オ		カ	キ
	建築等をしてはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限(外壁等から道路又は隣地境界線までの距離の最低限度)		建築物の高さの最高限度	垣又は柵の構造の制限
(ア)					(イ)			
A地区				150平方メートル	外壁等から道路境界線までの距離	1.0メートル		
B地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建て専用住宅 (2) 一戸建て住宅で店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、政令第130条の3で定めるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの							
C地区	次の各号に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 畜舎 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの							
この表のオ欄における壁面の位置の制限は、次の各号に掲げる建築物には適用しない。 (1) 自動車庫で軒高2.3メートル以下のもの (2) 軒高2.3メートル以下かつ床面積の合計が10平方メートル以下の物置その他これらに類する用途に供するもの								

